

審議会等の 見直しについて



問

審議会の設置には
地方自治法によるものや、法律又は条例の規定に基づかず、町政に対する町民意見の反映等を目的としたものがある。審議会を設け、町民の意見を聞くことは、町民参加のまちづくりに繋がって行く事で大いに進めるべきである。

町では、まちづくりに住民の意思を反映し、住民と行政が協働して地域社会の発展と福祉向上を図ることを目的に制定された「まちづくり町民参加条例」に沿い、行政情報の積極的な提供とともに、町政への住民参加の機会を提供している。その一環として、付属機関の委員について、特に、専門性を必要とする機関などを除き、定数の概ね3割を目標に、公募により委員を選考している。

行政改革大綱（第3次）推進計画の「事務・機構の再編」の中で、各種審議会

等の設置目的、活動状況を把握し、審議会等のあり方及び委員定数の見直しを図り一層の活性化を推進するとし、その実施年度を平成20年度としている。以下、審議会の見直し方針について伺う。

- ① 廃止及び統合の検討。
- ② 運営の見直し。
- ③ 委員の選任の見直し及び女性委員の積極的な登用。

- ④ 公募委員の積極的な登用。
 - ⑤ 長期就任の見直し。
 - ⑥ 年齢構成の見直し。
 - ⑦ 行政関係者の就任の制限。
 - ⑧ 重複就任の見直し。
 - ⑨ 開催経費の節減及び委員の報酬の見直し。
 - ⑩ 新たな審議会の設置。
- ⑪ 行政と審議会の目的の共有化と行政情報の開示。

町長

① 審議会等の設置目的を達成し、存続の必要性がない場合は廃止の方向で検討し、担う役割に共通

点が多く、統合しても法的に問題がない場合は検討する。

② これまでの運営方法は、実績から判断しても特に不都合はない。さらに充実した論議ができるよう検討する。

③ 法律の規定や、専門的知識の必要性など、様々な要素があるが、審議内容をより深めるために、審議会、ごとに検討し、適正な人数とすべく見直しを進めたい。

女性委員については、女性を多く必要とする審議会もある。現在、全体の32%が女性である。今後も全体のバランスに留意したい。

④ 毎年2月の広報にて、付属機関の委員を公募している。今後も、公募委員の積極的な登用に努めたい。

⑤ 過去からの経緯が審議会において重要な要素となる場合や、専門的知識や特定の経験を持つ委員を委嘱することが困難な場合もあり、長期就任もやむを得ない面もあるが、安易な対応は慎み、長期就任については、今後、慎重に検討したい。

⑥ 各審議会委員は、一定の

年齢幅があり、全体的には比較的幅広い年齢構成になっている。今後でもできるだけ年齢層に偏りが生じないように留意したい。

⑦ 法律の規定や、専門的知識、行政機関同士の協力・情報交換等が必要な場合もあり、一概に制限はできないが、多くの町民が参画できることが望ましいと考える。

⑧ 特定の方に重複し過ぎることは、本人の責任も重く、弊害もある。全体で調整を

図るよう努めたい。

⑨ 平成18年度の見直しでは、長時間に及ぶ会議の時に支給していた、弁当等について廃止し、経費の削減を図っている。今後も節減に取り組みたい。

⑩ 今後の社会・経済情勢などを見極め検討したい。

⑪ 町民の期待・ニーズに添える町づくりに寄与する点で目的を共有化できる。各審議会が十分に機能を発揮できるよう行政情報の提供に努めたい。

【幕別町の審議会の状況】

付属機関の名称	定数	公募枠	任期	女性委員
表彰者選考委員会	10人	3人	4年	2人
特別職給料及び報酬審議会	9人	3人	※	
使用料等審議会	30人以内	10人	※	
行政改革推進委員会	15人以内	5人	3年	
情報公開・個人情報保護審査会	5人以内	2人	3年	2人
総合計画策定審議会	30人以内	10人	※	
防災会議	20人以内	定数の3割	2年	1人
健康づくり推進協議会	10人以内	3人	2年	3人
廃棄物減量等推進審議会	13人以内	4人	2年	1人
障害者福祉計画策定委員会	12人以内	4人	2年	4人
介護保険運営等協議会	15人以内	5人	3年	4人
都市計画審議会	10人	3人	2年	2人
公営住宅委員会	10人以内	3人	2年	3人
文化財審議委員会	5人	2人	2年	0人
学校給食センター運営委員会	15人以内	5人	2年	8人
忠類地域住民会議	15人以内	5人	2年	2人

※印のついた付属機関の任期は、審議終了時まで。
委員長報酬単価 日額 8,200円 委員報酬単価 日額 7,000円